

レポート：アプリストアに関する競争政策上の欧米の論点

渡辺智暁、菊地映輝

2022年3月

国際大学グローバル・コミュニケーション・センター

謝辞：

本レポートの作成にあたっては、以下の方々に貴重な協力を頂いた。記して感謝したい。
ただし、本レポートに残る問題点についての責任は筆者らにある。

アドバイス提供

高口鉄平（静岡大学）、実積寿也（中央大学）、田中辰雄（慶應義塾大学）、成原慧（九州大学）

調査・分析分担・草稿執筆

Ian Brown (Fundação Getulio Vargas), Chris Marsden (University of Essex)

調査補助

高遠碩尚

1. はじめに

1.1. 本レポートのねらい

本レポートは、欧米におけるデジタル・プラットフォームへの規制、中でもアプリストアへの公正競争の観点からの規制に関する論点を取りまとめたものである。学術的な研究者による研究に特に注目しつつ、それらの研究から抽出した論点を平易・簡潔に整理することで、幅広い読者に届くものとすることに重きをおいた。

デジタル・プラットフォームはわれわれの生活・社会にとって欠かせないものとなり、その大きな恩恵が享受されるとともに、負の側面にもかつてないほどの注目が集まるようになり、国内はもとより、欧米においても、オーストラリアや韓国などアジア太平洋地域のその他の国々においても、政府の介入の興味深い議論や事例が生まれている。扱われている問題は非常に広い範囲に渡り、陰謀論やフェイクニュースの流布、政府による監視の手段、外国政府などへの情報漏洩といった大きな社会問題と結びついたものもある。民泊の広がりによって家賃が高騰し、地元住民が住みづらくなる、食事のデリバリーサービスの運転手のマナーが悪く交通事故のリスクが高まる、といった身近に起きる問題につながるものもある。

議論されている様々な問題の中には、深刻なものもあれば、世論や政治が想定しているほどには問題が存在していない場合や、デジタル・プラットフォーム以外のところに問題の原因がある場合などもあると思われる。このように専門家コミュニティに属さない人々の議論が大きくなり、それが社会や政策の変化をもたらさうる現状を踏まえるなら、各問題について、当該分野の専門家による検討や研究の進展が望まれるだけでなく、そうした議論により広い範囲の人々が関与できる可能性を拡大していくことも重要であるように思われる。

欧州では、ちょうど10年ほど前に大きな話題を呼んだマイクロソフトの独占問題に関する時と同様、積極的な政府介入を行い、法制度の整備を含めた進展が見られる。経済効率性を重視するなどの流れで政府介入には消極的だった米国では、こうした競争面の規制を担ってきた反トラスト法について、その役割や目的を根本的に見直すべきかどうかについて、過去100年程度の歴史を視野に入れた議論もされている。¹ その議論の内容をどの程度肯定的に評価すべきかはともかくとしても、大きな転換点に差し掛かっている可能性を踏まえた幅広い議論が起こることについては意義があると思われる。日本でも専門分野を横断し、また学術研究者とそれ以外の者の間の議論が広く起こることを期待し、本レポートが微力ながらもその一助になることを願っている。

¹ 例えばシカゴ大の Stigler センターはこうしたテーマで近年学際的な会議やセミナーシリーズを開催している。 <https://www.chicagobooth.edu/research/stigler/events/antitrust-2020>

本レポートは、そのような意義を意識して作成した。すなわち、公正競争の観点からのアプリストアの規制をめぐる諸研究について専門知識を有しているわけではない読者にとっても概観がつかめるような形でこの問題を整理し、広い範囲の人々が建設的な議論をする際に資するものになることを目指した。専門用語の多用を避け、論点のリストという報告書としてはやや異例の形式を採用し、脚注の量なども法律を扱う資料としては少なく抑えたのも、同様の観点からである。筆者らの限られた知見とリソースによって達成できることには限界も多いが、今後のより優れた整理や幅広い議論の一助となることを願っている。

1.2. 本レポートの主題と構成

本レポートで主題としてとりあげるのは、アプリストアへの政府介入をめぐる議論であり、関連する裁判も含めている。動きが激しい分野であるため、調査対象は2021年10月末までとした。アプリストアはスマートフォンのアプリを入手する手段を想定している。例えばゲームの配布用プラットフォーム、スマートフォン以外のモバイル端末用のアプリストアなど、類似のアプリストアを部分的に意識はしているが、明示的には議論していない。また、政府介入の検討にあたっては、競争政策の観点からの議論のみに絞っている。地理的には欧米の議論を対象にし、更に議論の中でも学術研究者が論文など研究を出版する媒体で展開している議論に特に重点をおいた。

なお、整理に当たっては著者らの意見、政府介入の是非や最も望ましい手段について意見を述べたり、立論したりはせず、賛否両論の主要論点を抽出するように心がけた。ただし、主要な論点を抽出する中立的な方法が確立されているわけではないため、何を主要と考えるかについても、著者らの固有の見方を完全に排除することはできていないと考えるのが妥当だと思われる。

第2節では政府介入を支持する論拠、政府介入に反対する論拠のそれぞれについて記した。やや恣意的ではあるが、欧米について分割して記すこととした。第3節は、欧米のそれぞれについて本レポートの主題に関わりが深い主な裁判例と政府決定を簡単な表にまとめた。欧州についてはEUレベルの他に英国、ドイツ、フランスをとりあげることとした。米国については連邦裁判所の判決のみをとりあげた。

欧米の動向は互いに影響を与え合っており、このように分割して記載することには不自然さもある。他方、欧米で公正競争を担保するための法制度や議論のトーン、重要判例などは異なっており、これらを統合的に記述することも著者らの見識と本プロジェクトのリソースに照らして困難が多かったため、基本的には分割しての記載とした。最初に述べる米国の議論状況については特にわかりやすい記述を心掛け、欧州ではより踏み込んだ記述をする、

という段階的な方式を採用した。なお、欧州部分については GLOCOM フェローである Chris Marsden および Ian Brown 氏の分担に負ったところが非常に大きい。ただし、本レポートは両氏の見解を正確に反映するべくとりまとめたものではなく、著者の渡辺・菊池の見解を反映したものであり、含まれる難点は両著者の責任である。

2. アプリ市場の規制の賛否に関する主要な論点

2.1. 米国において規制を支持する論点

2.1.1. 抱き合わせの悪影響

アプリストアは、スマートフォン端末の OS と関連づけられており、Apple 社の iPhone の場合には、App Store を介してのみアプリの入手・インストールが可能になっている。(Android 端末については、Google 社の Google Play が実質的には多くのアプリの入手経路として使われているが、他のアプリストアは排除されておらず、通信キャリアによるものなどが存在している。議論を簡潔にするために、以下では主に Apple App Store について述べる。Google Play についてはもっと検討が必要との指摘も存在する²が、その背景には Apple の App Store の方が多くの考察の対象になっている現状もある。)

アプリストアを通じた配布にあたってはアプリストアの運営者 (iPhone であれば Apple 社) のガイドラインに定められている条件を満たす必要がある。そのひとつに、アプリ内の支払い・決済の手段について Apple の技術を利用するというものがある。(具体的な条件やその適用範囲は時期によって変動があるため、詳細は省略する。) このような抱き合わせは他の条件次第では、支払い・決済分野での競争を損ない、経済の効率性を悪化させることになる。

2.1.2. 買収がもたらすイノベーションの阻害効果

プラットフォームは、関連した事業や事業者を買収することが少なくない。その理由は多様だが、競争に関する法の観点からはそれが過度の集中を招くことがないかなどに注目した審査をすることがある。

垂直統合的な買収について非介入を強く打ち出したシカゴ学派のアプローチは (価格理論の過度の重視などについて) しばしば批判され、経済学的な観点からも具体的な問題点が指摘されている。シカゴ学派の中でも特に影響力の強い R. Bork については、完全市場について過剰な信頼を持っていたという評もある。³ 仮に市場支配力を持ち、それを行使する事

² Feeley, E. (2020). Can David Really Beat Goliath? A Look into the Anti-Competitive Restrictions of Apple Inc. and Google, LLC. *The University of Cincinnati Intellectual Property and Computer Law Journal*, 5(1), 5.

³ Hovenkamp, H. (2019). Is Antitrust's Consumer Welfare Principle Imperiled?. *J. Corp. L.*, 45,

業者がいても、長期的には競争圧力によってそのような行為のもたらす非効率性はなくなっていく。そのように考えられるならば抱き合わせや垂直統合などに政府が介入する必要はないとの立場をとることができるが、当面の間の市場の非効率性は残ることになる。別の論者の形容⁴を借りれば、R. Bork は不当廉売と並んで、抱き合わせや垂直統合については経済効率を損なうことが全くないか、ほとんど全くないと考えていたが、現代の経済学の水準に照らすと、彼の経済観は修正も必要である。

近年では買収の中でも、将来的な競合相手になりうる事業者を対象とした買収についての議論に注目が集まっている。⁵ 一般に、新興事業者が大きなイノベーションの担い手になるとの期待があるが、その芽が既存の大手事業者によって摘まれてしまうのではないか、というのが懸念の中心にある。そこで、イノベーションを保護・促進するために買収に介入することになる。

アプリストアの文脈では、より優れたアプリ検索エンジンの開発企業をアプリストアの運営者が買収する、他の端末向けのアプリストアなどを買収する、といった例が今後出現した際などに、こうした考え方を根拠とした政府介入が考えられるだろう。将来的な競争相手になるポテンシャルを持っているか、要素技術的なものに過ぎないかなどを脇に置くとすれば、Apple 社や Google 社がそれぞれのスマートフォンのアプリストアに統合するような企業を買収している例は見ることができる。

政府の動きの中では、アプリストアとは離れた事例として Facebook 社が連邦取引委員会によって提訴され、同社が買収したインスタグラムや WhatsApp の売却を求めていることなどが特に目立った事例だと言えるだろう。⁶ だが、一般論として萌芽的な競争相手の買

65.

⁴ Crane, D. A. (2016). "Antitrust and Wealth Inequality." *Cornell L. Rev.* 101, no. 5: 1171-228.

⁵ 例えば積極的な政府介入を促す論として Hemphill, C. S., & Wu, T. (2019). *Nascent competitors*. *U. Pa. L. Rev.*, 168, 1879; Bryan, K. A., & Hovenkamp, E. (2020). *Startup acquisitions, error costs, and antitrust policy*. *The University of Chicago Law Review*, 87(2), 331-356; その議論も踏まえつつより慎重な立場をとる論として、Yun, J. M. (2020). *Are We Dropping the Crystal Ball? Understanding Nascent & Potential Competition in Antitrust*. *Marquette Law Review*, Forthcoming, George Mason Law & Economics Research Paper, (20-26). ほかに、製薬分野で潜在的な競争相手の芽を摘むために買収が行われることをデータ分析によって示唆したものとして Cunningham, C., Ederer, F., & Ma, S. (2021). *Killer acquisitions*. *Journal of Political Economy*, 129(3), 649-702. ただし、Yun (2020)は大手テクノロジー企業と製薬企業についての買収事例を評価した文献をレビューし、規制当局が買収の審査を厳しくするべきであったと結論付ける明白な証拠がない、ただし製薬分野は引き続き注視が必要、という判断をしている。

⁶ Federal Trade Commission (2021) "FTC Alleges Facebook Resorted to Illegal Buy-or-Bury Scheme to Crush Competition After String of Failed Attempts to Innovate" (press release)

取を警戒する意見は、多く見ることができる。競争を強化することをめぐるバイデン大統領の大統領指令⁷の中でも明言され、また、下院司法委員会の反トラスト・商業・行政法小委員会で行われた調査の多数派党のスタッフ報告書⁸においても市場支配力を維持する手法として言及され、それへの応答として同小委員会メンバーであるケン・バック下院議員によって公表された文書でもその見方への賛同が表明され、上院議員で上院司法委員会で競争・反トラスト・消費者の権利小委員会の議長を務めるエイミー・クロブシャー議員がスポンサーとなって導入された反トラスト法改正法案のひとつ⁹でも言及されている。法制化や連邦取引委員会のより積極的な調査などが直ちにアプリストアへの介入につながるわけではないが、買収に際しての介入の可能性が高まることにはなるだろう。

2.1.3. 不可欠設備

ある事業を営む上では、競合する事業者などからサービスやインフラなどの提供を受けることが事実上不可欠である場合がある。この場合、その不可欠な設備を持つ事業者がその設備へのアクセスを競合する事業者などに提供する義務を負うとする法理が不可欠設備（エッセンシャル・ファシリティ）の考え方である。アプリストアがいくつかの条件を満たす場合には、このような考え方が適用される、または実際にアプリストアがそのような条件を満たしているためにこのような考え方の適用を受けるべきだ、とする意見が存在する。

アプリストアを使うアプリ開発事業者は、アプリの購入料金やアプリ内での支払いについて30%のコミッションを払うことが求められるが、このような料金はAppleが自身のアプリを配布するに際しては支払う必要がないものであるため、アプリ間の価格競争ではApple社のものが有利になる要素が存在する。OSやアプリストアの機能により、あるいは

<https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2021/08/ftc-alleges-facebook-resorted-illegal-buy-or-bury-scheme-crush>

⁷ “Executive Order on Promoting Competition in the American Economy”

<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2021/07/09/executive-order-on-promoting-competition-in-the-american-economy/>

⁸ Antitrust Subcommittee, The House Judiciary Committee (2020) Investigation of Competition in the Digital Marketplace: Majority Staff Report and Recommendations.

https://judiciary.house.gov/uploadedfiles/competition_in_digital_markets.pdf

なお、この報告書中では、Cunningham らの論文、Hemphill と Wu の論文の草稿を脚注中で言及している。

⁹ S. 225 Competition and Antitrust Law Enforcement Reform Act of 2021

<https://www.congress.gov/bill/117th-congress/senate-bill/225>

なお、この法案中では、本レポートで以下にとりあげる中小事業者の競争が望ましいとの見解も述べられている。

それらに関連した契約により、アプリ間の競争で Apple や Google が有利になっているという見方があるが、アプリストアを不可欠設備とみなす場合には、そのような条件の不均衡もある程度是正することが求められる、との考えも存在する。

不可欠設備の考え方は、米国では Trinko 事件最高裁判決以来あまり期待されなくなって行ったが、近年デジタル・プラットフォームやデータに対してアクセスを保証することの重要性が議論されるようになり、言及されることが多くなりつつある。¹⁰

2.1.4. 事業規模の大きさから来る民主主義への悪影響

巨大な企業の存在がそれ自体として社会にとっての問題であるとする見方がある。また、その背景として、米国では多くの産業で競争が減衰し、少数の大企業に売り上げが集中している、利潤も増大している、といった論をメディアやシンクタンクの出版物に見ることができる。¹¹

米国の反トラスト法の研究・解釈・運用は、1970年代頃より、R. Bork などの功績によりミクロ経済理論を下敷きにした洗練を経験している。(いわゆるシカゴ学派) その一つの帰結は、経済的な効率性(市場競争を通じて達成される各種資源の配分の効率性)などとかげ離れた政策目標の軽視ないし破棄であった。例えば多数の中小事業者の繁栄、政治的にも大きな影響力を持つような企業の台頭を抑制することなど、経済的な効率性とは一致しない目標も、反トラスト法の歴史を遡れば存在している。近年では、「新ブランダイズ学派」の名の下に、経済効率性(場合によってはそれよりも狭い、消費者の便益)の最大化とは異なるこれらの政策目標も追求することを重視する反トラスト法の抜本的な見直しを提唱する動きがある。

大企業と政治の間関係が社会にとって望ましくないものでありうる、という考え方自体は政治学や社会学上は過激なものではない。米国では企業による政治献金の力も強く、法案の執筆を企業に雇われた専門家がっており議員や議員スタッフによるチェック機能が働いていない場合があるなどのずさんなエピソードが聞こえてくることもある。企業による政治献金が言論の自由の一種として保護されるべきであるという路線を強く打ち出した Citizens United 訴訟最高裁判決以来、左派には特に企業による政治献金を問題視する意見が強くなっている、という背景もある。

¹⁰ Guggenberger, N. (2021). The Essential Facilities Doctrine in the Digital Economy: Dispelling Persistent Myths. *Yale Journal of Law & Technology*, forthcoming.; Guggenberger, N. (2020). Essential Platforms. *Stanford Technology Law Review*, 24, 2.

Meadows, M. (2014). The Essential Facilities Doctrine in Information Economies: Illustrating Why the Antitrust Duty to Deal is Still Necessary in the New Economy. *Fordham Intell. Prop. Media & Ent. LJ*, 25, 795.

¹¹ Shapiro, C. (2018). Antitrust in a Time of Populism. *International Journal of Industrial Organization*, 61, 714-748.

こうした観点を反トラスト法の洗練された経済分析・判断方法の枠組みとどう合流させるかは（学派としての主張が十分展開されていないこともあり）定かではなく、¹² 反トラストに関する学術研究者の間でも、軽視、批判¹³、政策目標に意義を認めつつ、その実現手段として反トラスト法を使うことは適当でないとする意見¹⁴ なども存在する。だが、大手デジタル・プラットフォームを問題視する急先鋒として広く注目を集め、政治的な影響力も持ちうると考えられている。この学派の主要な論者でもあった Tim Wu および Lina Khan がバイデン政権下の要職（国家経済会議のメンバーおよび連邦取引委員会の委員長）に指名され、就任している。

新ブランダイズ学派の主張には労働者保護などアプリストアへの政府介入とは関わりが薄いものも含まれるが、アプリストア規制との関係で大きな論点になりうるのは、中小のアプリ開発者の重視や中小のアプリストアの重視である。

なお、新ブランダイズ学派以外にも、類似の論点（大企業が民主主義に与える悪影響）についての競争政策の学術的議論は存在する。例えば、市場支配力を持つ企業が多くなると、貧富の差が拡大するため、貧富の差の拡大を防止する観点から反トラスト法の運用・執行をより積極的に行うべきだとする見解もある。¹⁵

2.2. 米国において規制に反対する論点

2.2.1. 市場支配力の不在

抱き合わせの行為は、米国の反トラスト法上、違法とされることも、されないこともある。抱き合わせが違法と判断される前提条件のひとつは、それと関連した市場支配力の存在である。市場支配力は、単純化して言えば、競争がある場合に比べて価格を高く設定すること

¹² Hovenkamp, H. (2019). Is Antitrust's Consumer Welfare Principle Imperiled?. *J. Corp. L.*, 45, 65.

¹³ 例えば Wright, J. D., Dorsey, E., Klick, J., & Rybnicek, J. M. (2019). Requiem for a paradox: the dubious rise and inevitable fall of hipster antitrust. *Ariz. St. LJ*, 51, 293.; ポストシカゴ学派後の反トラスト法を特集したシンポジウムでは（他の学派についての議論はありつつも）ブランダイズ学派については議論がなかったことを指摘する論文として、Yoo, C. S. (2020). The Post-Chicago Antitrust Revolution: A Retrospective. *U. Pa. L. Rev.*, 168, 2145. がある。ここでは新ブランダイズ学派は反トラストの主流派サークルからはほとんど支持されていないと指摘している。

¹⁴ Shapiro, C. (2018). Antitrust in a Time of Populism. *International Journal of Industrial Organization*, 61, 714-748.

¹⁵ ただし、この見解は実際に反トラスト法の違反者が大企業ばかりではないこと、独占利潤などから得るのは（先進国では）富裕層ばかりではないこと、など、複数の観点から疑義が呈されている。Crane, D. A. (2016). "Antitrust and Wealth Inequality." *Cornell L. Rev.* 101, no. 5: 1171-228.

で収益を上げることができる状況があることである。(ある市場で独占が成立していれば、独占事業者はそのような力を持つことがある。)ではアプリストアの運営者はそのような力を持っているかという、Apple社であってもそのような力は持っていないと考える根拠も当然ある。

Apple社が独占的だと想像することは難しいことではない。iPhone 端末のハード・ソフト・サービスの各側面について大きな影響力を行使しており、例えば iPhone ユーザー向けのアプリの配布・販売サービスや、それら iPhone 用アプリを通じたサービスやコンテンツの提供に際しての決済サービスなどがそれぞれひとつの市場であると考えれば、Apple社はそうした市場をほぼ独占していることになる。Apple 以外の事業者がそうした市場に参入することも実質不可能であることから、潜在的な競争も存在しないとも言えそうに見える。実際に他分野・他端末でのアプリストアや決済系の事業を考える者にとっては、iPhone は非常に参入が困難な領域に映ることだろう。

だが、市場がどのような範囲を持っているかは、自明なことではない。人気ゲーム Fortnite の開発者である Epic 社が Apple に対して提起した訴訟 (Epic v. Apple) の裁判上も非常に重要な争点となったが、その訴訟で北カリフォルニア州連邦地裁が認定したように、モバイル端末で遊ぶゲーム市場全体が一つの市場であると考えれば、Apple が影響力を持っているアプリの配布・販売サービスや、アプリ内決済は、その市場のごく一部分ということになる。あるアプリの開発者が iPhone 向けの販売は厳しい制約が付きまとうと思えば Android 端末の利用者向けに開発・販売をすることを優先する、iPhone 向けの開発はあきらめるなどの選択肢もあるため、Apple も競争にさらされているということになるし、あまりに厳しい制約をアプリ開発者に課せば、アプリが充実しなくなり、それが原因でユーザーが Android 端末や他のゲーム端末を好むようになり、今後のシェア争いで不利になる、という計算もするだろう。

アプリの販売額やアプリ内支払い額の 30% を Apple 社が徴収している (Google 社も基本的な料率は同様である) ことから、このような高い料率が存在しているということは独占が存在しているということなのではないか、とも考えられる。だが、ゲームの販売に際してこのような料率を受け入れる例が稀ではなく、Epic 社は様々なプラットフォームでの配布に 30% かそれ以上のコミッションを支払っていたことが、Epic v. Apple の判決からは伺える。

16

¹⁶ マイクロソフト社の Xbox Store、PlayStation Store、the Nintendo eShop、Google Play には 30% を、PlayStation Store に対しては一部より高い率を支払うことに同意したことが判決中に述べられている。更に広い範囲を対象に行われた、Apple 社の支援の下に実施された調査が存在するが、そこからも同様に 30% の料率が高いものではない可能性が伺われる。Analysis Group (2020) Apple's App Store and Other Digital Marketplaces: A Comparison of Commission Rates

https://www.analysisgroup.com/globalassets/insights/publishing/apples_app_store_and_other_

2.2.2. 抱き合わせや買収などのもたらす経済的効率性

一般に、上述のような抱き合わせが原則として違法とみなされるような扱い（「当然違法」と呼ばれるもので英語では、*per se illegal*）を受けていた時期もあったが、70年代から米国の反トラスト法に影響力を持つようになったシカゴ学派による研究の進展もあり、事例に即した判断を行い、競争を阻害するような効果と、経済的な効率性を増進するような効果などを比較することとなった。（「合理の原則」と呼ばれるもので、英語では *rule of reason*）。シカゴ学派には抱き合わせを含む垂直的制約を広く原則として合法とみなすべきだとする主張もあった。それを肯定するかどうかはともかく、「当然違法」と考えなくなったことについては研究者の間ではおおむね肯定的な評価がされている。基本的な理由は、抱き合わせによって経済的な効率が改善される場合が多くあるためである。¹⁷その改善は、消費者にとっての利便性であったり、企業間・製品やサービス間の連動に関わるコストの節約であったり、その他にも様々な形をとりうる。

また、独占的な事業者が抱き合わせを行って競争領域に進出して来ても、事業者は2つを併せたより大きな市場からより大きな独占利潤を得られるわけではない、との定理（*one monopoly rent theorem*）があり、独占的な事業者が抱き合わせを通じて市場支配を拡張するインセンティブがない、とする説も比較的広く支持されている。これがアプリストアのような対象にどの程度よくあてはまるかは議論の余地があるにせよ、¹⁸ここからも介入が原則不要であるとの考え方が導き出される。

買収についても同様であり、シカゴ学派の影響を受けて、垂直統合的な買収について米国では比較的介入しない傾向にある。買収対象が将来競争相手となりうる可能性を持つ萌芽的な事業者だとしても、それが経済効率を改善するものになっている可能性は存在する。¹⁹

digital_marketplaces_a_comparison_of_commission_rates.pdf その評として Feeley, E. (2020). Can David Really Beat Goliath? A Look into the Anti-Competitive Restrictions of Apple Inc. and Google, LLC. *The University of Cincinnati Intellectual Property and Computer Law Journal*, 5(1), 5. (脚注 30 等で同調査に言及している。)

¹⁷ Hovenkamp, E., & Hovenkamp, H. (2010). Tying Arrangements and Antitrust Harm. *Ariz. L. Rev.*, 52, 925.

¹⁸ 類似の論として Farrell, J., & Weiser, P. J. (2003). Modularity, vertical integration, and open access policies: Towards a convergence of antitrust and regulation in the internet age. *Harv. JL & Tech.*, 17, 85.; この種の考え方があてはまりにくいとする議論としては Hermalin, B. E., & Katz, M. L. (2013). Product Differentiation through Exclusivity: Is there a One - Market - Power - Rent Theorem?. *Journal of Economics & Management Strategy*, 22(1), 1-27; Guggenberger, N. (2021). The Essential Facilities Doctrine in the Digital Economy: Dispelling Persistent Myths. *Yale Journal of Law & Technology*, forthcoming;

¹⁹ Hylton, K. N. (2019). Digital Platforms and Antitrust Law, 98 *Neb. L. Rev.* 272

少数の大企業への売り上げの集中や、利潤率の上昇全般についても、それが政府介入を必要とするものとは限らないとする指摘もある。²⁰ 垂直統合全般についても、データが示唆するところは事例ごとの判断が必要、というものではあれ、押しなべて被害の方が大きいと言えるわけではないとの報告がある。²¹ 既に述べた通り、シカゴ学派による垂直統合への許容度の高さについては批判があるが、ポストシカゴ学派など、経済学を重視する反トラスト法の学者から見た場合に、抱き合わせや買収には問題があるかと言えば、場合によっては問題があるため、事例に即した検討は必要だが、原則として違法と扱う必要があるような問題ではない、ということになるだろう。

2.2.3. プラットフォームへの投資インセンティブの確保

デジタル・プラットフォーム間の競争を想定した場合、プラットフォームの諸機能を充実させるための投資が適切に行われること、そのインセンティブを削がないことは重要である。比較的影響力を持っている考え方として、この投資インセンティブとの関係で、プラットフォームがそこに参加する者に対して様々な制約を課すことを合理的と考える説がある。端末・OS・アプリストアなどの抱き合わせがこれによって正当化されると考えることもできる。

これは、架空の例を想定して抱き合わせ的な機能統合の範囲について確認するとわかりやすい。例えばアプリストアの規定によってアプリのダウンロード・インストール時に販売価格の30%を手数料として徴収するようなプラットフォームの設計にした場合を考えてみると、アプリ開発者としては、初期の販売価格だけに30%の手数料が課されるのであれば無料で「お試し版」のようなものを配布した上で、ほとんどの機能を使えない状態にしておき、料金を払ったユーザーだけがフル機能版を使えるという方式を採用することでその手数料を逃れることができる、と考えるだろう。あるいは別の（規定料率の低い）アプリストアからの入手を促すような誘導を考えることもできる。

このように手数料ひとつをとっても、ひとつのアプリストアの影響力の及ばない範囲に逃れることで、手数料を払わない方式を考えることができるだろう。抱き合わせのような行為を禁止することは、こうした結果を招きやすい。アプリストアなどを「不可欠設備」とし、様々な競合事業者にアクセス可能にした場合にも同様の効果が生じ得る。

アプリストアのようなプラットフォームの運営側にとっては、こうした形でプラットフ

²⁰ Berry, S., Gaynor, M., & Scott Morton, F. (2019). Do increasing markups matter? lessons from empirical industrial organization. *Journal of Economic Perspectives*, 33(3), 44-68. ただし、本論文の筆者らは一般論としては反トラスト法のより積極的な執行に賛成の立場をとっている。

²¹ Beck, M., & Scott Morton, F. (2021). Evaluating the evidence on vertical mergers. *Review of Industrial Organization*, 59(2), 273-302.

フォームを利用され、アプリはいろいろと出品されるが、手数料収入が入らない、ということになると、参加者は多いが、フリーライダー的な参加者が多くなってしまうことになる。アプリを探し、インストールするエンドユーザーを考えてみると、特に参加者が多くなるのは、検索機能が充実していたり、ユーザーによる評価情報が充実していたり、アプリのセキュリティ面のチェックがしっかりしていたり、アプリ開発者によるアフターサービスやアップデートに関する情報を掲載していたり、とコストをかけてでも機能・情報が充実しているようなプラットフォームである。逆に、そうしたコストを全くかけない、シンプルなプラットフォームは、低い料率しか課さなくても維持できるため、そのようなプラットフォームで実際に購入を行うことが安上がりになる。検索・選定などに際してはコストのかかったプラットフォームを利用し、購入に際してはチープに作られたプラットフォームを利用する、というこの構図が成り立つ場合、プラットフォームは投資インセンティブを失い、プラットフォームを巡るイノベーションが停滞することになる。²²

2.2.4. 明白な証拠の不在と判断ミスのコスト

デジタル・プラットフォームのようにどこからどこまでが一つの市場を形成しているのかについて様々な考え方ができるような対象領域においては、アプリストアとOSとスマートフォン端末の間の抱き合わせがあることだけをもって独占が成立していると判断することは難しい。そこで、かなりの量の事実認定を経て、どのような市場があると考えべきかの判断ができ、その市場においてある事業者が支配力を持っているかどうか判断できることになる。市場の範囲を考えなくともよいという考え方も存在しているが、その場合でも、事業者のコスト構造などを考える必要があるなど別種の事実認定が必要になってくる。難易度は一様ではないものの、これらは概してかなり難易度が高い。例えば公開されている市場取引のデータ（価格や取引量のデータ）が乏しい。そのような状況下で政府が介入することは、本来であれば必要のなかったはずの不当な介入が発生するリスクを上げることになる。このような過剰介入のリスクは、過少介入のリスク（本来であれば介入の必要があった件への介入がなされないリスク）とトレードオフの関係になっている部分が多く、両者を同時に低減させるには多くの情報の開示や研究の進展などが必要になる。

今後は、過剰介入のリスクを負ってでも反トラスト法の積極的な執行をするべきだという意見も存在する一方、法廷はこれまで過剰介入のもたらす損失の方が過少介入による損失よりも深刻だという考え方をしばしば採用して来ており、そのような態度はデジタル市場では一層重要になるとの理論も存在する。²³

²² 批判的な立場からこれを解説したものとして、以下がある。Baker, J. B., & Scott Morton, F. (2017). Antitrust enforcement against platform MFNs. *Yale LJ*, 127, 2176.

²³ Wright, J. D., & Mungan, M. C. (2021). The Easterbrook Theorem: An Application to Digital

デジタル・プラットフォームの領域ではしばしば業界構造や消費者行動が3年から5年の間に様変わりするようなことも起こる。そこで、知見の蓄積によって解決を図ることも難しい場合がある点も解決をより困難にしているように思われる。

2.3. 欧州地域において規制を支持する論点

2.3.1. 市場支配力の濫用

Geradin and Katsifis (2021)²⁴の形容によれば主要な「プラットフォームは、サードパーティの市場、情報、消費者へのアクセスをコントロールするゲートキーパーとなっており」、「アプリの開発者やモバイルデバイスのユーザーに不利益をもたらす排他的・搾取的な行為」を行う力を有している。

Apple が App Store における「デジタル商品またはサービス²⁵」に対して、取引額の30%を徴収することは、アプリ開発者がユーザーたちに代替的な支払方法を通知することを阻止するなどの不公正な取引条件を課し、自社のサービスとの下流領域での競争を排除する能力と並んで、濫用的で差別的である可能性があると広く見られている。²⁶ Apple とは異な

Markets. In Yale Law Journal Forum Vol. 130, pp. 622-646.

²⁴ Damien Geradin, Dimitrios Katsifis, The Antitrust Case Against the Apple App Store, Journal of Competition Law & Economics, Vol. 17, Iss. 3, September 2021, pp. 503-585.

<https://doi.org/10.1093/joclec/nhab003>

²⁵ App Store Review Guidelines の 3.1.3 項を参照。ただし Netflix、Spotify、Kindle など、他で購入した「雑誌、新聞、書籍、オーディオ、音楽、ビデオ」へのアクセスを提供する「リーダーアプリ」、パソコンなどの他のプラットフォームで購入したコンテンツや機能を含む「マルチプラットフォームサービス」は例外的にアプリストア内課金以外の購入方法を利用することができる。フィットネスクラスのような「2人の個人間でのリアルタイムの体験」、「組織や団体が従業員や学生に直接販売するアプリ（プロフェッショナルデータベースや教室管理ツールなど）」、「有料のウェブベースツール（VOIP、クラウドストレージ、電子メールサービス、ウェブホスティングなど）のスタンドアロンのコンパニオンアプリとして機能する無料アプリ」についても同様である。

²⁶ EC 事件 AT.40437 および米国では Apple v Pepper 2019 および Epic v Apple 2021 にこうした議論を見ることができる。Apple Inc v Pepper (2019) 139 S. Ct. 1514, at

https://www.supremecourt.gov/opinions/18pdf/17-204_bq7d.pdf

Epic Games, Inc. v. Apple Inc. 2021 (United States District Court for the Northern District of California) September 10, Case No. 4:20-cv-05640-YGR,

https://storage.courtlistener.com/recap/gov.uscourts.cand.364265/gov.uscourts.cand.364265.814.0_2.pdf

異論として、デジタルアプリの限界費用はゼロでありうるため、エンドユーザーへのコスト負担の移転なども発生せず、特に問題は生じないとの見解も存在する。Kobayashi, Bruce H. and Wright, Joshua D., (2019). What's Next in Apple Inc. v. Pepper? The Indirect Purchaser Rule

り、Google は Android 上での他のアプリストアをブロックしていない。だが、Google のプレミアムアプリを搭載したいすべての携帯電話メーカーに、同社の Play Store アプリを搭載することを要求している。

Apple は、2019 年に自社のポリシーに寄せられた批判に対して「当社の App Store を通じて配信されたものの 84%を超える大多数のアプリは、その多くが広告に依存して収益を上げているが、収益を一銭も Apple とは共有していない」と回答している²⁷。しかし、Geradin と Katsifis (2021)²⁸は、これは「多くの人 (84%) が、みんなのために料金を支払ってくれる少数の人 (16%) にフリーライドしている」ことを意味すると指摘する。また、Apple が支払いを処理することで、「商品やサービスの提供 (アプリ開発者が責任を負う) とカスタマーサポートの提供 (アップルに引き渡される) の分離を余儀なくされ、結果として多くの非効率性が生じる」としている。

大きな圧力を受け、Apple は 2021 年 1 月に AppStore からの年間収益が 100 万ドル以下の開発者を対象に、手数料を 15%に引き下げた²⁹。Apple は米国では訴訟に直面している。そこで、AppStore への集団訴訟ではさらに踏み込んだ和解案を Apple は提示している³⁰。しかし欧州委員会の調査 (Case AT.40437) は依然として継続しており、音楽ストリーミングアプリに関しては、2021 年 4 月に異議申し立てを送付している。

2.3.2. 垂直統合

Apple は、スマートフォン、タブレット端末、PC、OS、メディアの編集・アクセス、Office ソフトなど、製品やサービスの強固に繋がったエコシステムを運営しており、そのすべてが App Store を通じて結ばれている。それは「アプリ開発者が iOS ユーザーという貴重なオーディエンスにリーチするために通過しなければならないゲートウェイ」(Geradin and Katsifis, 2021)³¹である。それに比べ、Google は、デバイス (スマートフォン「Pixel」な

and the Economics of Pass-Through. George Mason Law & Economics Research Paper No. 19-22, <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.3429841>

²⁷ <https://docs.house.gov/meetings/JU/JU05/20190716/109793/HHRG-116-JU05-Wstate-AndeerK-2020190716.pdf>

²⁸ Damien Geradin, Dimitrios Katsifis, The Antitrust Case Against the Apple App Store, *Journal of Competition Law & Economics*, Vol. 17, Iss. 3, September 2021, pp. 503–585. <https://doi.org/10.1093/joclec/nhab003>

²⁹ Apple slashes commission fees to developers on its App Store, at <https://www.bbc.co.uk/news/technology-54985971>

³⁰ Apple makes App Store concessions to settle developer suit – Axios, at <https://www.axios.com/apple-settles-developer-class-action-c13bb308-daf3-4231-a399-ffd48b6b2c52.html>

³¹ Damien Geradin, Dimitrios Katsifis, The Antitrust Case Against the Apple App Store, *Journal*

ど)の製造メーカーとしての規模は小さいものの、やはり Apple と似た範囲でサービス群を提供している。

競争政策的には、Apple は自社製品を AppStore や隣接諸市場に垂直統合することで抱き合わせされた市場を形成している。(EC 2020)。欧州委員会はこれまでも、Microsoft (Case T-201/04)、Google (AT.39740 - Shopping)、Amazon による「垂直的レバレッジ」に対して措置を講じている。

Apple をはじめとする大手ハイテク企業は、自社のエコシステムに組み込むことができる補完的な技術を開発している中小企業を買収することで急成長を遂げてきた。Apple と Google による Shazam と Fitbit などとの合併は、継続的な垂直統合と市場の排除を示している³²。2021年、欧州委員会は各国の競争当局に対し、(まだ)最低売上高を満たしていない場合でも、合併に関する懸念を照会するよう促した³³。

デジタル競争を担当する Vestager 欧州委員会委員の特別顧問は、このようなデジタル合併は、競争当局が取引の反競争性をテストするために、(逆転はしないが)低い証明責任を課すべきであると提案し³⁴、英国政府が任命した独立委員会である Furman Review³⁵も、「損害の比較」テストを提案した。

欧州委員会は合併についての照会ガイドラインを変更し、各国の競争当局が「関係する企業の少なくとも1社の売上高が、実際の競争力または将来の競争力を反映していない場合」に合併を照会することを奨励している。ドイツは、近いうちにEUによって提出されるデジタル市場法(DMA)に合併規制措置を盛り込むことができると主張する法的見解を公表したばかりだが、他のEU加盟国や一部の研究者は、DMAのEU市場内のハーモナイゼーションについての法的根拠によって合併規制措置は除外されると主張する。

米国では、FTCの2020年合併ガイドラインがほぼ全面的に取り下げられたことについて、激しい議論が行われている。2021年のこの取り下げでは、ガイドラインを「合併の競

of Competition Law & Economics, Vol. 17, Iss. 3, September 2021, pp. 503-585.

<https://doi.org/10.1093/joclec/nhab003>

³² Case M.9660 2018, 論考としては Maurice E. Stucke (2018) Should we be concerned about dataopolies? 2 Georgetown. Law and Technology Review 275 (2018)

³³ Mergers: Commission publishes evaluation results, at https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_1384

³⁴ Crémer, Jacques, Yves-Alexandre de Montjoye and Heike Schweitzer (2018) Digital policy for the digital era - Special Advisers' report for Commissioner Vestager, at https://ec.europa.eu/competition/information/digitisation_2018/report_en.html

³⁵ Digital Competition Expert Panel (2019) Unlocking digital competition, Report of the Digital Competition Expert Panel, known as the "Furman Report" at <https://www.gov.uk/government/publications/unlocking-digital-competition-report-of-the-digital-competition-expert-panel>

争促進的なメリットについての特に欠陥のある経済的理論を、法律や市場の実態による裏付けがないままに採用してしまった」ものだと述べている³⁶。取り下げに対する批判には、経済学的な認識と、手続き面の公正さについての論点が含まれるが³⁷、反駁も存在している³⁸。

英国政府は、2021年に提出したプロポーザル内で、より控えめな変更を提案している。それは現在の「蓋然性」テストでは、損害が発生する可能性が、発生しない可能性を上回ることを示さなければならないが、より低い「現実的な可能性」の基準に変更するというものである³⁹。よりラディカルな提案としては、デジタル合併において支配的な企業の証明責任を逆転させるものなどがある。英国提案の図6(付録F)は、戦略的市場地位を有する企業、すなわち支配的企業であるGAFAM(Google、Amazon、Facebook、Apple、Microsoft)に対するテストの範囲を示している⁴⁰。

³⁶ FTC (2020) Vertical Merger Guidelines, 30 June, at https://www.ftc.gov/system/files/documents/reports/us-department-justice-federal-trade-commission-vertical-merger-guidelines/vertical_merger_guidelines_6-30-20.pdf retracted in FTC (2021) Federal Trade Commission Withdraws Vertical Merger Guidelines and Commentary: 2020 guidance withdrawn to prevent industry and judicial reliance on unsound economic theories; FTC to work with DOJ to update merger guidance, September 15, at <https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2021/09/federal-trade-commission-withdraws-vertical-merger-guidelines>

³⁷ Shapiro, Carl and Herbert Hovenkamp (2021) How Will the FTC Evaluate Vertical Mergers?, September 23, 2021, ProMarket at <https://promarket.org/2021/09/23/ftc-vertical-mergers-antitrust-shapiro-hovenkamp/>

³⁸ Singer, Hal and Marshall Steinbaum (2021) Missing the Forest for the Trees: A Reply to Hovenkamp and Shapiro, September 27, ProMarket at <https://promarket.org/2021/09/27/ftc-vertical-mergers-guidelines-hovenkamp-shapiro-singer-steinbaum-response/> 「垂直的合併についてのガイドラインは、反トラストの弁護を生業とする弁護士集団の市場独占を支持する先入観を反映しており、合併のペースを遅らせるべきだという一般的な反トラスト法に関する時代の精神を無視した、ひどいものだった」と述べている。

³⁹ UK Government (2021) A new pro-competition regime for digital markets: Consultation, 9 August, Part 7 at <https://www.gov.uk/government/consultations/a-new-pro-competition-regime-for-digital-markets/consultation-document-html-version#part-7-sms-merger-reform>

⁴⁰ Appendix F at https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5fce706ee90e07562d20986f/Appendix_F_-_The_SMS_regime_-_a_distinct_merger_control_regime_for_firms_with_SMS_-_web_.pdf

2.3.3. 競争法による介入の遅さ

競争法（日本の独占禁止法、米国で反トラスト法と呼ばれる一連の法など）を通じた違反事例の摘発や、懸念がある事例への調査は、欧州では活発に行われてきており、その意味では政府介入は既に高いレベルにあるとも言えるが、それでは不十分であり、そのプロセスに時間がかかることを踏まえて、より「事前規制」型にシフトすべきだとする論がある。競争法は抽象度が高い規定があり、具体的な違反事例へのあてはめ・判断は調査を経て行うことになるが、より具体的な規定を作っておくことでそもそも問題が発生しにくくするというアプローチも考えられる。

Apple や Google は、欧州委員会をはじめとする複数の競争法執行機関から事業内容を調査されているにもかかわらず、合併による垂直統合や略奪的な慣行を通じて、さまざまなデジタル市場での支配力を高めてきた⁴¹。英国の規制当局が指摘しているように、「高度にダイナミックなテクノロジー市場に大きな影響を与えるには、訴訟はあまりにも時間がかかりすぎる。近年、欧州委員会が Google に対して提起した訴訟は、控訴手続きを除いても Android で 5 年以上、Google shopping は 7 年以上、Google AdSense では 9 年の歳月を要している」⁴²。

Android 訴訟のように数十億ユーロの制裁金が科せられたとしても、1 兆～2 兆 5,000 億ドルという歴史上最高の企業価値を有する企業にとっては、ビジネスを行う上での比較的小さなコストにしかならない。そして制裁金に関してはしばしば欧州司法裁判所まで持ち込まれ争われる（上記の制裁金に対して Google が不服を表明し、先日審理が行われた）。

欧州委員会や欧州地域の複数の政府（英国の Furman 委員会やドイツの「競争 4.0 委員会」を含む）による大幅なレビューの結果、EU は、競争法の事後的執行を補完するために、Apple のようなプラットフォームの「ゲートキーパー」に対する包括的な事前規制に向けて

⁴¹ Bourreau, Marc, Cristina Caffarra, Zhijun Chen, Chongwoo Choe, Gregory S. Crawford, Tomaso Duso, Christos D. Genakos, Paul Heidhues, Martin Peitz, Thomas Rønde, Monika Schnitzer, Nicolas Schutz, Michelle Sovinsky, Giancarlo Spagnolo, Otto Toivanen, Tommaso Valletti, Thibaud Vergé (2020) Google/Fitbit will monetise health data and harm consumers, CEPR Policy Insight No 107, https://cepr.org/active/publications/policy_insights/viewpi.php?pino=107, Crémer, Jacques, Yves-Alexandre de Montjoye and Heike Schweitzer (2018) Digital policy for the digital era - Special Advisers' report for Commissioner Vestager, at https://ec.europa.eu/competition/information/digitisation_2018/report_en.html

⁴² Competition and Markets Authority (2019) Online platforms and digital advertising Market Study, paragraph 7.33 at https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5fa557668fa8f5788db46efc/Final_report_Digital_ALT_TEXT.pdf

動き出した。デジタル市場法（DMA）⁴³の提出は、デジタル市場における「競争性と公平性」を迅速に改善することを目的としている。

提出された法案には、Apple や Google がほぼ確実に該当するであろう、欧州委員会によって「ゲートキーパー」と指定されたプラットフォームが運営するアプリストアに対する特定要件が含まれている。具体的には、ゲートキーパーは以下が求められる。

- ゲートキーパーのオペレーティングシステムを使用または互換運用するサードパーティ製のソフトウェアアプリケーションまたはソフトウェアアプリケーションストアのインストールおよび効果的な使用ができるようにすること。
- ゲートキーパーの中核となるプラットフォームサービス以外の手段でもサードパーティ製のソフトウェアアプリケーションまたはソフトウェアアプリケーションストアにアクセスできるようにすること。
- ただし、サードパーティ製のソフトウェアアプリケーションまたはソフトウェアアプリケーションストアが、ゲートキーパーによって提供されるハードウェアまたはオペレーティングシステムのインテグリティ（完全性）を脅かさないことを確実にするために、ゲートキーパーが相応の措置を講じることは妨げない。

また、デジタル市場の競争レビューや学術研究者は、第三者による監督を伴うプラットフォーム間の相互運用性を主張している⁴⁴。DMA は、ゲートキーパーに対し「ゲートキーパーによる付帯サービスの提供時に利用可能ないしは既に使用されているオペレーティングシステム、ハードウェアまたはソフトウェア機能は、ビジネスユーザーおよび付帯サービスのプロバイダーに対してもアクセスや相互運用性ができるようにする」ことを要求することになる。これは、Apple や Google などの企業がアプリストアやオペレーティングシステムを介して自社のスマートフォン／オペレーティングシステムの機能（たとえば、決済サービスなど）を囲い込む能力を制限することになる。

⁴³ Caffara, C. (2021) *What are we regulating for?* Vox CEPR 03 September, at <https://voxeu.org/content/what-are-we-regulating>

⁴⁴ 例えば Hovenkamp, H. (2021) *Antitrust Remedies for Big Tech*, Opinion: Technology, The Regulatory Review, Jan 18, <https://www.theregreview.org/2021/01/18/hovenkamp-antitrust-remedies-big-tech/> 「裁判所は、プラットフォームを分割するのではなく、ユーザーがデータを提供しない権利を持つことを条件に、プラットフォームが収集したデータを競合他社と共有することを義務付けることで、プラットフォームの相互運用性を高めるべきである。このようなデータを共有は消費者にとっての価値を高めるが、最大手のプレイヤーたちが有する規模の優位性も除去する。彼らは別の競争の仕方を見つけなければならなくなるだろう。電話網はこの是正措置の成功例の1つである」

2.3.4. プラットフォーム規制

「デジタル・プラットフォームが、誤った情報や違法・有害なコンテンツのオンラインでの拡散を助長する役割を果たしており、さらに商業的・政治的な目的で市民を大規模に監視していることへの懸念が高まっている」⁴⁵といった意見に見られるように、現在、欧州内外の多くの論者が、GAFAMにはより広範な規制が必要であると主張する。

欧州のいくつかの国(英国の Online Safety Bill など)や EU レベル(Digital Services Act)では、上記の問題に対処するための先進的な提案がなされているが、識者たちは、主要なプラットフォームが有する「規模」そのものがこれらの弊害を著しく増大させているとも指摘している。

また、プラットフォーム事業に対する規制は 2000 年代に入ってから GAFAM への反トラスト調査においても失敗しており、今や世界で最も価値のある企業となったこれらプラットフォームへの影響は限定的である⁴⁶。しかし、競争規制と執行を強化する(EU のデジタル市場法などの法制改革案や、執行の手法や基準の見直しによって)ことで、先述したプラットフォームが引き起こす非経済的な問題にも対処することができる⁴⁷。その中でもアプリストアに関連した部分は、改革における中心的な部分を担うことになる。

2.4. 欧州地域において規制に反対する論点

2.4.1. 製品市場におけるシェアの低さ

Apple は世界第 3 位の携帯電話メーカーであり、どのデバイス市場(タブレット、PC、ラップトップ、時計)においても支配的ではない⁴⁸。そして、Google のハードウェアの売上は比較的小規模である。2021 年 9 月までの 1 年間で、欧州のモバイル OS 市場のシェアは、Android が約 67%で、iOS が 32%となっている⁴⁹。また Android OS を搭載する端末

⁴⁵ Damien Geradin, Dimitrios Katsifis, The Antitrust Case Against the Apple App Store, *Journal of Competition Law & Economics*, Vol. 17, Iss. 3, September 2021, pp. 503–585. <https://doi.org/10.1093/joclec/nhab003>

⁴⁶ Cave, M. (2005), "Competition and the exercise of market power in broadcasting: a review of recent UK experience", *info*, Vol. 7 No. 5, pp. 20-28. <https://doi.org/10.1108/14636690510618257>, Economides & Tag (2012) Network Neutrality on the Internet: A Two-sided Market Analysis, 24 *Information Economics and Policy* 91-104 http://neconomides.stern.nyu.edu/networks/Economides_Tag_Net_Neutrality.pdf

⁴⁷ Brown, I. and Marsden, C. (2013) *Regulating Code*, MIT Press.

⁴⁸ Ibáñez Colomo, Pablo (2020) Anticompetitive Effects in EU Competition Law in (2021) 17 *Journal of Competition Law & Economics*, Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=3599407> or <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.3599407>

⁴⁹ Mobile Operating System Market Share Europe | Statcounter Global Stats <https://gs.statcounter.com/os-market-share/mobile/europe/>

は、iOS のように 1 つのメーカーではなく、複数のメーカーが販売している。その合計が上記のシェア率となる。自動車などの多くの市場では、このような市場占有率は介入の根拠とはならないだろう。その一方で、Android および iOS のアプリストアは、アプリ開発者が潜在的に数十億人の顧客にリーチできる便利な流通経路を提供している。

Voelcker や Baker (彼らは Apple 社のために活動したことがある) など、競争法を専門とする弁護士たちの一部は、正しい市場の定義には、iOS や Android など競合するプラットフォーム上のストア、ウェブブラウザで動作するウェブアプリのほか、「ゲーム機、ウェブベースのゲームプラットフォーム、スマートテレビ、電子書籍リーダー」など、開発者がアプリを顧客に配布できるすべての仕組みが含まれるのだと主張している (2020 年⁵⁰)。これに対する反論としては、ウェブアプリの方がはるかに機能が限定されていることが挙げられる⁵¹。

2.4.2. 広いアプリ市場における「プレミアム製品」の差別化

Apple が提供する AppStore を利用する消費者は、危害を及ぼすようなアプリを除外するより高品質なサービスを「プレミアム製品」として購入しており、そのことが小規模なアプリ開発者による責任あるイノベーションを後押しする⁵²。「平均的なモバイルアプリは、Android よりも iOS で 4 倍の収益を上げており、AppStore を通じてダウンロードされたアプリは、Google Play Store でダウンロードされたアプリ数の半分にもかかわらず、アプリ開発者に 2 倍の収益をもたらしている。」との指摘もある⁵³。ここで真に注目すべきは、AppStore に比べて規制が緩くはるかに規模の大きい Google Play Store である⁵⁴。実際に Google は Apple よりも先に欧州委員会の規制対象となっている。

⁵⁰ Voelcker, Sven and Baker, Daniel (2020) Why there is no antitrust case against Apple's App Store: A response to Geradin & Katsifis, 26 July, at https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3660896

⁵¹ Geradin, Damien and Dimitrios Katsifis, (2021) The Antitrust Case Against the Apple App Store, *Journal of Competition Law & Economics*, Volume 17, Issue 3, September, Pages 503–585, <https://doi.org/10.1093/joclec/nhab003>

⁵² Analysis Group (2020) *A Global Perspective on the Apple App Store Ecosystem: An exploration of small businesses within the App Store ecosystem*, A study for Apple, at <https://www.apple.com/newsroom/pdfs/apple-app-store-study-2020.pdf>

⁵³ Geradin, Damien and Dimitrios Katsifis, (2021) The Antitrust Case Against the Apple App Store, *Journal of Competition Law & Economics*, Volume 17, Issue 3, September, Pages 503–585, <https://doi.org/10.1093/joclec/nhab003>

⁵⁴ European Commission (2018) Antitrust: *Commission Fines Google €4.34 Billion for Illegal Practices Regarding Android Mobile Devices to Strengthen Dominance of Google's Search Engine*, July 18, 2018, http://europa.eu/rapid/press-release_IP-18-4581_en.htm

2.4.3. 消費者への被害の証明の欠如

Apple と Google は、過去の調査において完全な透明性を提供しており、消費者への被害は証明されていないと主張している。EU がデジタル市場法 (DMA) で提議しているような、消費者保護を変えるための説得力のある議論は存在していない。⁵⁵

携帯電話やタブレット端末の購入者には選択肢があり、実際に購入者はさまざまな機器に搭載された Android や Apple のハードウェアに搭載された iOS を選択している。開発者によるアプリの開発を後押しすることも含め、プラットフォームの価値を最大化することは、Google と Apple にとって利益となる。両社の手数料徴収方針は、それぞれのビジネス上での決定事項であり、様々な業界における比較対象が行っていることと一致するものである⁵⁶。

2.4.4. 競争の進展

例えば Facebook や Google のような、アプリ市場シェアで言えば Apple よりもはるかに大きい企業と Apple とが競合するため、承認された合併は市場競争の促進になっている (American Express v Ohio 2018)。したがって、そこには Apple の証明責任を調整するか逆転させる必要があるケースなど存在しない⁵⁷。

Apple が、自社のアプリがサードパーティ製のアプリと競合している場合に、アプリストアの規約や適用を変えたという証拠は存在しない。また、時間の経過とともに、だんだんとサードパーティ製アプリに有利な内容へと変更されており、Apple 社のアプリによって「排除と見なすにふさわしいレベルで競争が制限され、消費者に対して価格上昇がもたらされ、生産高が減少し、あるいはイノベーションの規模やペースが損なわれた」市場があったとい

⁵⁵ Wright, Joshua D. and Mungan, Murat C. (2021) *The Easterbrook Theorem: An Application to Digital Markets*. Yale Law Journal Forum, Vol. 130, pp. 622-646, <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.3770053>

⁵⁶ Voelcker, Sven and Baker, Daniel (2020) Why there is no antitrust case against Apple's App Store: A response to Geradin & Katsifis, 26 July, at https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3660896, Cusumano, Michael A; Yoffie, David B; Gawer, Annabelle. The Future of Platforms, MIT Sloan Management Review; Cambridge Vol. 61, Iss. 3, (Spring 2020): 46-54 <https://www.proquest.com/openview/44a07bb4f8723757bbf28ef48af62eb8/1?pq-origsite=gscholar&cbl=26142>, Cusumano, Michael A; Gawer, Annabelle; Yoffie, David B. (2021) Can self-regulation save digital platforms? Industrial and Corporate Change; Oxford DOI:10.1093/icc/dtab052

⁵⁷ Hovenkamp, Herbert, Antitrust and Platform Monopoly (2021). 130 Yale Law Journal 1952 (2021), <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.3639142>

う証拠も存在せず、「アプリのレビュー、iOS のプライバシー設定、App Store の検索アルゴリズム」などのポリシーを差別的に適用したという証拠も存在はしていない⁵⁸。

2.4.5. 「規制の虜」と制度の硬直化

プラットフォームは 20 年以上に渡り、法律や判例に頼るだけで、直接的な規制を受けずにイノベーションを続けてきた。プラットフォームを直接規制することは、規制当局がプラットフォームの発展における規制を遅らせるだけでなく、規制担当者が当局と対象企業を行き来するいわゆる「回転ドア」の過程で、段々と規制対象企業側に取り込まれてしまうという深刻なリスクを伴う⁵⁹。

アプリ市場における主要なプラットフォームを、通信分野のプラットフォーム独占事業者であるかのように規制することは、下流域の市場におけるイノベーションを阻害し、決済サービスである Apple Pay などの Apple によるリスクテイキングを罰することになる⁶⁰。また、Samsung のような他のアプリストアまでも規制することになり、アプリストア市場全体の迅速なイノベーションに悪影響を及ぼす可能性がある。⁶¹

3. アプリ市場の規制にまつわる欧米の主要判決

前節で整理したような内容の背景情報として、調査対象期間とした 2021 年 10 月までにどのような政府介入があったかを主要な判決を中心にまとめることとした。

3.1. 米国

⁵⁸ Voelcker, Sven and Baker, Daniel (2020) Why there is no antitrust case against Apple's App Store: A response to Geradin & Katsifis, 26 July, at https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3660896,

⁵⁹ Stigler, George (1971) "The Theory of Economic Regulation" *The Bell Journal of Economics and Management Science*. 2 (1): 3–21

⁶⁰ Krzepicki, Alexander and Wright, Joshua D. and Yun, John M., *The Impulse to Condemn the Strange: Assessing Big Data in Antitrust* (2020). CPI Antitrust Chronicle, Vol. 2, No. 2, pp. 16–20: <https://ssrn.com/abstract=3544218>

⁶¹ この論点への批判として、(Marsden 2010; 2017) では、テレコム市場の例と、「アプリストアの規制を厳しくするのではなく自分たちの市場の規制を緩和すべきだ」という通信事業者の主張がこの論点の説得力の源泉になっている点を問題とする。通信事業者は、このような「規制の虜」とイノベーションにまつわる議論を通じて、電気通信事業者とインターネット・アクセス・プロバイダー、アプリストアと GAFAM のインスタントメッセージングの間に、規制の少ない神話的な「公平な競争の場」を実現したいと考えている。

判決年	主な対象・争点	主な結果・備考
Apple Inc. v. Pepper, 587 U.S. ___ (2019)	<p>連邦最高裁判決</p> <p>Apple社はiPhoneアプリの売り上げについて取引手数料30%などをアプリの開発者に課しており、AppStore以外のアプリ配布を禁じている。これを反トラスト法違反として訴えることができる適格性は、直接この手数料を課されているわけではないiPhoneユーザーも持っているか。このような訴訟の適格性は直接購入をしている者にあるとしたイリノイ・ブリック事件最高裁判決(1977)を踏まえてどう判断されるべきか。(Apple社の手数料などが反トラスト法違反であるかどうかは争点ではない)</p>	<p>iPhoneユーザーも適格性がある。</p> <p>AppStoreがアプリ開発者に課している30%の手数料などは、消費者がAppStoreからアプリを購入する価格に転嫁されているため。</p> <p>2011年に開始された裁判。</p>
2021 Case 5:19-cv-03074 Cameron v. Apple Inc.	<p>北カリフォルニア州連邦地裁判決</p> <p>iPhoneユーザーがアプリの入手する際にはAppStoreを介さなければならないこと、購入の際に30%の手数料がかかること、などについて、Appleは反トラスト法に違反しているか。</p>	<p>和解。主な内容として以下を含む。</p> <p>1) Appleはアプリ開発者に対してiPhoneユーザーとアプリ通して得た情報を元に連絡を取り、Appleが用意したものの以外の支払い手段について話題にすることは禁止していたが、この条項を廃止する。</p> <p>2) Appleは小規模開発者支援基金を拡充し、小規模開発者への手数料は最低3年間は15%にする。</p> <p>Epic Games v. Appleと同じ判事</p>
2021- (進行中) Case 4:20-cv-05640-YGR Epic Games v. Apple	<p>北カリフォルニア州連邦地裁判決</p> <p>Epic社がiPhoneを通じて自社のゲームを購入し、ゲーム内で課金する際の支払い手段に対してApple社が課している制限が、独占力を背景にした不当な制限などに該当するか。</p> <p>連邦の反トラスト法のひとつであるシャーマン法、カリフォルニア州の競争法であるカートライト法の2つの法律に抵触しているか。</p>	<p>Apple社はアプリ開発者に対しApple社が用意したものの以外の決済手段に誘導することを禁止しているが、この条項はカリフォルニア州の不正競争法に抵触する。</p> <p>連邦の反トラスト法への違反はない。</p> <p>Apple社に対する差し止め命令として、法廷はゲームに限定されないAppStore上の全てのアプリに関し他の決済手段への誘導を禁止するこ</p>

		とをやめるよう命じた。範囲は全米とした。 ⁶² 両者控訴。
2018 Ohio v. American Express Co., 585 U.S. ___ (2018)	連邦最高裁判決 クレジットカード会社が加盟店と結ぶ契約の中で、加盟店がそのカード以外の手段を支払いに使うように誘引することについて禁止する規定は、反トラスト法（シャーマン法第1条）に反するか	反しないと この誘引禁止条項が非競争的な効果があったことを証明できなかった。 AMEX 手数料が他社のそれより高額であることについては、AMEX が提供するサービスの価値と決済取引のコストを反映したもので、反競争的ではない。 この誘引禁止条項は他社カードとの競争を阻害しなかった。 「合理の原理」を採用して判断を行っている。
2021-（進行中） 3:21-cv-05227 State of Utah et al. v. Google	連邦反トラスト法、および各州の関連法への抵触があるか。 1) Google が通信会社や端末メーカーとの排他的契約を通じて、Google の Play Store と競合するアプリストアの登場を阻んでいるか。 2) Google はアプリ内決済に 30% の手数料を課しているが、その背景に、上記契約やその他の手段を通じて確立された市場支配力があるか。 ⁶³	審理開始前。2022 秋開始を示唆する報道もある。 ⁶⁴ 2021 年 3 月（告訴前）に Google は 2021 年 7 月から各開発者の年間売上 100 万ドルまでは手数料を 15% に引き下げると発表 ⁶⁵ 、10 月（告訴後）に 2022 年 1 月からサブスクリプション料金への手数料を 30% から

⁶² Takeaways from the Trial Court’s Decision in Epic v. Apple. Sullivan & Cromwell LLP, Sept. 13, 2021, <https://www.sullcrom.com/files/upload/sc-publication-takeaways-from-trial-court-decision-epic-apple.pdf>.

⁶³ “Utah AG Leads Bipartisan Lawsuit against Tech Giant Google.” *Utah Attorney General*, 6 Aug. 2021, <https://attorneygeneral.utah.gov/utah-ag-leads-bipartisan-lawsuit-against-tech-giant-google/>.

⁶⁴ Nadia Dreid “Google Play Store Cases Eyeing Fall 2022 Trial.” *Law360*, Aug. 31, 2021. <https://www.law360.com/articles/1417723>.

⁶⁵ Sameer Samat “Boosting Developer Success on Google Play.” *Android Developers Blog*, Mar. 16, 2021. <https://android-developers.googleblog.com/2021/03/boosting-dev-success.html>.

		15%に引き下げることを発表。 ⁶⁶
Apple iPod iTunes Antitrust Litigation., 05-CV-0037 YGR. 796 F. Supp. 2d 1137 (N.D. Cal. 2011) 他.	北カリフォルニア州連邦地裁判決 Apple の iTunes バージョン 4.7 で更新された仕様 (コピープロテクション技術の FairPlay) が RealNetworks 社の Harmony サービスとの互換性を損なったこと、iTunes バージョン 7.0 で iPod 端末にとりこめる音楽を iTunes 経由のものに限定し、RealNetworks 社の RealPlayer アプリを利用不可能にしたことが Apple 社の独占力の維持に該当するか。	Apple の一連の行為は製品の改善に該当するもので反競争的ではない。

3.2. 欧州

判決年	主な対象・争点	主な結果・備考
1997-2001 Case IV/36.539 British Interactive Broadcasting (BiB, renamed Open)	1999 年 9 月の欧州委員会の決定(1999/781/EC)では、1998 年から 7 年間、BiB セットトップボックスの相互運用性と関連するマーケティング、および Sky と BT のケーブル TV 市場からの排除に関する 10 項目の詳細な条件を設定していた。 ⁶⁷	2001 年、インタラクティブ TV ショッピングが WWW、そして iTunes に追い越されたことが明らかになり、オープン (BiB から改名) の提供は中止された。 ⁶⁸
2020 Case M.9660 Google-FITBIT の合併条件	API およびデータ共有に関する 10 年間 (さらに 10 年間の延長が可能) の相互運用性要件について	17.12.2020: Art. 8(2) with conditions & obligations OJ C194 Of 21.05.2021 ⁶⁹ FitBit のデバイス、アプリと、それ以外のデバイス、アプリとの差別的な扱いを防止する諸条件が課された。
2018	音楽ストリーミングサービスに関連する非水平型	欧州委員会は、2段階の詳細な審査を

⁶⁶ “Evolving Our Business Model to Address Developer Needs.” *Android Developers Blog*, 21 Oct. 2021, <https://android-developers.googleblog.com/2021/10/evolving-business-model.html>.

⁶⁷ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:31999D0781>

⁶⁸ Emily Bell (2001) *Bang! The door slams shut on Open*, *The Guardian*, 7 May, at <https://www.theguardian.com/media/2001/may/07/mondaymediasection.comment>

⁶⁹ 以下を参照。 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_20_2484

Case M.8788 Apple と Shazam の 合併	統合の懸念： この統合案件は EU 合併規則の基準を満たさず、第 22 条に基づいて欧州委員会に付託された。	経て、この合併案件を無条件で承認 した。
2020-1 AT.40437 Apple 社 の AppStore にまつわ る慣行（音楽配信）	Apple 独自のアプリ内課金システムの使用を義務 づけ、iPhone/iPad ユーザーにアプリ内決済ではな いアプリ外のより安価な支払い方法を知らせるこ とを制限していること。	2020 年 6 月 16 日のプレスリリース で欧州委員会は全てのアプリを対象 に含む調査の開始を発表 2021 年 4 月 30 日のプレスリリース 音楽配信事業者向けの AppStore ル ールについて欧州委員会は抗議声明 を送付
ドイツ連邦カルテ ル庁による Apple への調査 Facebook への同様 の調査 (28 January 2021 年 1 月), Amazon (2021 年 5 月 18 日) and Google (2021 年 5 月 25 日).	「Apple は、独自のオペレーティングシステムであ る iOS により、iPhone を中心としたデジタル・エ コシステムを構築し、複数の市場に展開している。 (中略)各分野における Apple の地位を評価するだ けでなく、特に、複数の市場にまたがる広範な統合、 技術的および財政的資源の大きさ、データへのアク セス状況などを調査する。その際、調査の中心とな るのは AppStore の運営である。AppStore は、Apple がサードパーティの事業活動に様々な形で影響を 与えることを可能にしているからである」	Apple が競争を阻害する「市場全体 での最重要事項」を握っているかが 検証された。 ⁷⁰ 2021 年 1 月、ドイツ競争制限禁止法 の第 10 次改正となる「集中的・積極 的デジタル法 4.0 及び他の競争条項 改正法 (GWB デジタル化法)」が施 行された。第 19a 条により、大手デ ジタル企業の慣行に対して、当局が 早期に介入できるようになった。
2017-21 France Competition Ministry of Economy v Apple	2017 年 6 月 26 日に提出され、法律 442-6-1 に基づ いて 2021 年に法廷で進行している ⁷¹	DGCCRF (競争・消費・詐欺防止総 局) と France Digitale による 2021 年 9 月 17 日開催の聴聞会 https://www.reuters.com/technolog y/exclusive-france-sues-apple-over- developer-contracts-tied-app-store-

⁷⁰ Bundeskartellamt (2021) Proceeding against Apple based on new rules for large digital companies (Section 19a(1) GWB) – Bundeskartellamt examines Apple’s significance for competition across markets 21.06.2021

https://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Meldung/EN/Pressemitteilungen/2021/21_06_2021_Apple.html;jsessionid=7B9230A197564073881C648DC3569D59.1_cid378

⁷¹ <https://www.infogreffe.fr/affaire?onglet=1&codeGreffe=7501&numeroAffaire=2017040626>

		2021-06-23/
2021 フランス競争法当 局による Apple Store 調査	2021年6月に「プライバシーウォッシュ」の懸念があるにもかかわらず、ブラウザでの広告トラッキングが許容されると判断された条件について、その際に Apple が自社のサービスや製品を優遇したかどうかの調査。 L.442-1-I-2 フランス商法は、商業パートナーが「当事者の権利と義務に著しい不均衡をもたらす義務を相手に負わせる、または負わせようとする ⁷²⁾ 」ことを制裁の対象としている。そのため、不当な条件は書かれていないと考えられる。 ⁷³⁾	決定は2022年の予定である ⁷⁴⁾ 。 消費法典 L.212-1 条によると、不当条項とは、契約当事者の権利と義務の間に著しい不均衡を生じさせる目的または効果を有する条項であり、「売買力の濫用を防止することを目的とした抑止力のある制裁制度」とされている。
2021 UK Competition and Markets Authority Apple App Store	英国競争・市場庁 (CMA) は、英国における iOS および iPad OS 搭載デバイス上でのアプリケーションの配布に関連する Apple の行為、特にアプリケーション開発者が Apple の AppStore にアクセスする際の規約について調査している ⁷⁵⁾ 。	CMA が2020年7月に発表したオンラインプラットフォームとデジタル広告に関する報告書および2020年12月に政府に提出されたデジタル市場向けの新たな競争促進規制レジームに関する助言に従うこととなった。 なお、この調査は、1998年競争法の旧第2章に基づいている。
2021年6月に発表された英国のモバイルエコシステムに関する市場調査	スマートフォンのプラットフォーム (iOS、Android)、アプリストア (AppStore、Play Store)、ウェブブラウザ (Safari、Chrome) など、モバイルエコシステムにおけるアップル社とグーグル社の	2022年6月までは予測ができず、オランダ、スウェーデン、オーストラリアでの決定を注視する必要がある。

⁷²⁾ <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGIARTI000038414237/2019-04-26/>

⁷³⁾ 次を参照のこと。 <https://www.murielle-cahen.fr/y-a-t-il-des-clauses-abusives-dans-les-cgv-de-lapple-store-et-google-store/>

⁷⁴⁾ 次の主要判例に基づく Darty et Fils (2010) judgment n° 1137 of October 15, Conseil Constitutionnel, 2010 <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000023418391>
Reuters (2021) <https://www.reuters.com/article/us-france-apple-antitrust/apple-gets-boost-in-french-privacy-fight-but-still-faces-probe-idUSKBN2B914D> も参照のこと。

⁷⁵⁾ <https://www.gov.uk/cma-cases/investigation-into-apple-appstore>

76	優位性について ⁷⁷ 。	
----	-------------------------	--

4. むすびにかえて

本レポートでとりあげたテーマは、競争政策の観点から、アプリストアへの政府介入の是非についての議論である。学術研究において見られる主要論点を整理するというやや恣意性が入りやすい課題に取り組んだが、欧米を通じて見られる共通の傾向などについて最後に述べ、より広い視野からこれまでの議論の特徴にコメントし、今後の議論の材料を提供することでむすびにかえたい。

論点を整理することで見えてきたことのひとつは、競争法の適用・執行に際して争点になりやすい論点が研究上も主要な論点になりやすい、というある意味では比較的オーソドックスな傾向であった。米国についていえば、アプリストアを巡る訴訟の一つの典型として、垂直統合や抱き合わせによる弊害を一方が主張し、その主張に反論する際に市場の範囲（市場支配力の有無）や抱き合わせなどの経済的なメリットを主張する、といった際の論点とほぼ重なる形でこれらの主要論点をとらえることもできるだろう。これは本レポートの整理方法の癖やバイアスに起因する部分がないと断言できるわけではないが、一方で、争点になりやすい点に貢献できるような研究は数が多く、あるいはほかの研究論文からの参照が多く、あるいは学術研究者内での議論の的にもなりやすいという事情もあるため、とも思われる。

同時に、これまでの競争法を運用していくだけでは対処できない新たな問題を想定し、大小の改革をするといった制度改革的な論点も見られた。欧州ではデジタル市場法がこれにあたり、米国ではそこまで大きな動きはないものの、反トラスト法の規定を改めるなどして、不可欠設備へのアクセス保証や潜在的競争相手の萌芽的な段階での買収への警戒などを従来よりも強めようといった案がある。

それらに加えて、競争法の目的をとらえなおしたり、競争法の追求する目的と、それ以外の法制度の追求する目的との関係を考え直す、という議論が存在していることも確認できた。米国では新ブランダイズ学派というラベルがあることなどもあって点を巡る賛否が比較的に見えやすい面もあるが、そのラベルのついていない論点も含めて広く議論がある。欧州にも違法有害情報の流通や、そのほかの問題への対処の一環として競争政策を活用するべ

⁷⁶ <https://www.gov.uk/government/news/cma-to-scrutinise-apple-and-google-mobile-ecosystems>

⁷⁷ CMA (2021)

https://assets.publishing.service.gov.uk/media/60c8683a8fa8f57cef61fc18/Mobile_ecosystems_-_statement_of_scope_.pdf

きかどうかについての議論がある。

こうした制度改革の議論は、欧米とも比較的、規制を強化する方向に向いている点は、時代を反映している。ただし、欧米共に、そのような規制強化が失敗につながる可能性についても、政府に期待できる役割の限界等の観点から存在している。

欧州について言えばマイクロソフト独禁法訴訟の際にも、米国や日本よりもはるかに踏み込んだ措置を適用する決定が下され、一般的に介入に積極的、また、米国企業に対する扱いが厳しいといった側面が見られるように思うが、近年の動向はいわばより積極的な介入を検討する方向のものと言える。米国は競争法（反トラスト法）の解釈についての研究上、一度は放任主義的な方向へ振れたことの問い返しが、例えばポストシカゴ学派など主流派の研究にも存在していることに加え、より広い観点からの競争法の役割の問い返しが起きている、と整理することができるだろう。

このように主要論点を整理すると明らかだが、アプリストアに固有の論点はそれほど多いわけではない。どのような範囲をひとつの「市場」とするべきか、その市場についての支配力が存在しているのか、といった点は、当然アプリストアをめぐる事実を丹念に調査するなかから結論が出てくる問題なので、その意味ではアプリストアに固有の議論になっていくが、課題としては市場画定などと呼ばれる非常にありふれた論点である。そして、制度改革のテーマに関してはデジタル・プラットフォームを対象にした研究に論点の多くを負っており、アプリストアだけが正面から取り上げられるような研究は非常に少ない。

アプリストアは、広くとらえるなら様々な機器やサービスに付随して存在しているものである。あるいはそのようなものとして一般には語られ、理解される。ウィンドウズ OS にもアプリストアがあり、アマゾンの Alexa のような家庭用スマートスピーカーやスマートテレビにもあり、といった具合である。だが、実際にこの分野について存在する研究でこうした視野から検討を加えているものはほぼ皆無だったように思われる。そもそもアプリストアを正面から取り上げた研究が多いわけではないが、多くは Apple 社の App Store についてのものであり、それに加えて Google Play が検討されることもある、という程度である。より多く存在するのはデジタル・プラットフォーム全般の競争政策上の扱いについての議論である。それらの研究は、もっとも、一部の巨大企業—GAFAM や GAF A と称されるような米国の企業—を特に想定していることが多いように思われる。欧州ではそのような法の導入が実現する可能性もあることは本文からもお伝え出来ただろう。米国にも類似の法案は存在し、報道で取り上げられる程度には注目されている。

このように、アプリストアならアプリストアがデジタル・プラットフォームの一種として議論されることや、アプリストアの中でもスマートフォンで使われている 2 つの主要ストアが議論されていることについては、合理性もあるが、ある種の「巻き添え被害」のようなミスが発生するリスクも存在していると言えるように思われる。すなわち、デジタル・プラットフォームを規制するという議論の中でアプリストア固有の特性が十分に意識されない

ままに制度・政策が形成されてしまうリスクや、特定少数の企業を規制する想定で議論をしていたにもかかわらずデジタル・プラットフォーム全般を議題としていたためにより広く規制が及ぶことがある、といったリスクである。デジタル・プラットフォームは広く存在し、多様であり、何を事例として意識しているか、どこまでを範囲として想定しているか、その中にどれだけの多様性が含まれているか（とりわけ、意識されている事例と異質な事例が含まれるか）をうまくとらえきれなければ、制度設計上の間違いが起こりうる。デジタル産業に関連する制度・政策は、そもそも将来の市場構造や消費動向・技術の応用状況などについての予測を間違えた制度・政策になりやすいというリスクにさらされている。テクニカルな細部を扱うことに適した専門家集団内の議論に留まらない幅広い議論が起きている現在、欧米の議論でも、その辺りの危うさは大きくなっているように思われる。本レポートでも、既存の研究を整理するという性質上この点について十分な対処ができたとは言い難いが、その反省もこめて、今後の議論における留意点として記しておきたい。